田収発第1999号 平成24年12月4日

岩手県環境生活部廃棄物特別対策室長殿

田子町長 山 本 晴 美

「岩手・青森県境不法投棄事案(岩手県エリア)における特定産業廃棄物に起因する 支障の除去等の実施に関する計画」の変更に係る要望について

標記について、岩手県の実施される事業計画について、下流域に位置する田子町としての要望を下記のとおり取りまとめましたので、実施段階においては十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。

記

1 全般的事項

- (1)「現場は一つ」という考えに基づき、岩手・青森両県が十分意思疎通、連携、技術的知見の共有をもって今後の事業を実施していただくとともに、とりわけ岩手県における変更実施計画案では、平成25年度以降およそ5年間で対策を終了するとされていることから、その終了後においても、青森県との連携、責任の体制を継続していただくようお願い申し上げます。
- (2) 青森県にも実施計画の変更に係る意見として申し上げておりますが、今後、1.4-ジオキサンのような現行実施計画の考慮の対象となっていない新たな物質が環境基準等の規制の対象となった場合及び基準値等の改定により規制が厳しくなった場合には、事業終了後にあっても過去にさかのぼり、汚染拡散防止対策のみならず、撤去などの対策を講じるべきと要請申し上げます。
- (3) 青森県の変更実施計画案では、「現場内に残る汚染水の揚水浄化する方法については、3年程度経過後に中間評価を行い必要に応じて見直す」としており、青森県より短い5年間

で対策を終了する目標としている岩手県におかれましては、それより早い段階で中間評価等を行い、その考察と対応対策、対策終了時期の見込みについて青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会の場などで報告されるとともに、住民にも平易な説明でお知らせいただくようお願い申し上げます。

(4) 青森県にも要望をいたしておりますが、現場内地下水及び汚染地下水処理施設からの放流水の水質データについては、代表的指標となる地点及び 1.4-ジオキサン等を主とする物質(項目)について、年1度程度以上は、「県境産廃いわてだより」などを通じて、住民がわかりやすい方法で、年間の推移やその評価と考察などをお知らせしていただくようお願い申し上げます。

2 現場東側青森県境の汚染地下水の流出防止対策について

- (1) 岩手県におかれましては、地元住民が心配しているこの事項に関し、青森県側からの要請に対して十分斟酌され対応されることとなった点につき感謝申し上げます。
- (2) 5年後に岩手県の実施計画に基づく事業が終了したときにおいて、流入防止対策として設置した鋼矢板については、今後の技術的な検討とともにより安全側に立った観点から、青森県の対策が終了するまでは残置すべきものと考えており、今後とも十分にご勘案いただくようお願い申し上げます。
- (3) 流出防止対策として設置した鋼矢板付近における地下水位の監視を十分に行っていただき、現場南側に位置する和平高原開発農場の草地などへ汚染した地下水が流出しないよう対策を講じることをお願い申し上げます。

3 現場北東側の汚染拡散防止対策について

現場B、G、J地区などから流出する表流水・地下水は、境沢を経て熊原川に流入します。B、G、J地区の地下水では、1.4-ジオキサンやVOCなどが常時環境基準を超過して検出、直近の沢 No.2、北調整池浸出水やイー9井戸においては環境基準を超過しないものの 1.4-ジオキサンが環境基準に近い値で検出されております。これらのことから、1.4-ジオキサンが表流水の環境基準項目ではないとはいえ、この地区については重点的に揚水浄化などを行っていただくとともに、とりわけB地区においては、地区内での地下水揚水のみならずバリア集水井での揚水のほか鋼矢板による遮水などの対策を継続的に行っていただき、早期の浄化を図るようお願い申し上げます。

なお、これらの地区から流出する下流域(境沢〜熊原川〜馬淵川)の水質については、馬 淵川を水道水源とする八戸圏域水道企業団も動向を注視しています。現在、環境基準を超過 しないまでも 1.4-ジオキサンなどが常時検出されることから、八戸圏域水道企業団が今後 毎月、境沢において水質の自主検査をされる予定と聞いておりますので、十分ご勘案下さるようお願い申し上げます。

4 その他

不法投棄された現場については、現在岩手県においてその大部分を原因者差押不動産としていると伺っておりますが、特定支障除去等の実施終了後においても、上記1(2)で要望した点などにより、岩手県が責任をもって管理することが必要と考えております。また、その地が私有地となれば、将来所有者が分散したり環境保全上好ましくない状況になる危惧を地元住民が感じているところです。このようなことから、今後不法投棄現場については、是非とも岩手県等が公的管理を継続的にされていくよう要望いたします。